

平成 29 年度農地中間管理事業活動方針

平成 29 年 4 月
公益財団法人北海道農業公社
(北海道農地中間管理機構)

I 基本方針

北海道における担い手への農地の利用集積率は9割に達していますが、農業従事者の高齢化と農家戸数の減少が進む中、今後、耕作放棄地の増加なども懸念されます。このため、リタイヤする担い手から地域の農地の受け手となる担い手や新たな協業型法人への農地の集積、農外からの新規就農者や地域と協調して農業に取り組む企業などへの農地の確保、担い手間の農地交換等による集約化など、地域ごとの人と農地の課題に対応した取組が一層求められています。

については、地域を熟知している市町村や農業委員会など関係機関・団体と密接に連携しながら、経営面積の8割程度が自己所有地として耕作され、売買による農地の権利移動を希望する農業者の割合が高い本道の特徴を踏まえ、公社が実施する農地売買等事業及び農地中間管理事業（以下「機構事業という。」）を基本に、担い手への農地の集積・集約化を推進します。

II 重点活動事項

地域における農用地利用調整業務を進めるにあたっては、業務委託先である市町村等の協力を得ながら、地域関係者と密接な情報交換・協議を行うなど、効果的な農用地の利用調整が図られるよう連携強化に努めます。

1 個々の市町村の状況を踏まえた事業推進

市町村等との意見交換やアンケート調査等を通じ、市町村毎の人と農地の問題や農地の出し手や受け手のニーズ、事業推進上の課題や問題点などの把握に努めるとともに、関係機関・団体と密接に連携し、農地売買等事業と農地中間管理事業を車の両輪に、個々の市町村の実態に応じた担い手への農地の集積・集約化に取り組みます。

【道南・日胆地域】

- ・ 担い手集積率が低く、将来的に担い手が不足する市町村も多い傾向。離農農地の処分形態は賃貸借の割合が高い。
- ・ 引き続き関係機関と連携し、市町村等との意見交換を行い、当該市町村の課題や助言・指導方向の共有化を図り、具体のフォローアップを実施。

【道央・上川地域】

- ・ 担い手集積率は高く、離農農地の処分形態は所有権移転の割合が高い。農地整備事業と連携した重点実施区域が多い。
- ・ 引き続き関係機関と連携し、市町村等との意見交換を行い、重点実施区域として機構事業の活用に関わる具体のフォローアップを実施。

【道北・道東地域（酪農地帯）】

- ・ 担い手集積率は高く、離農農地の処分形態は所有権移転の割合が高い。TMRセンターを核とした農地利用が進展。
- ・ TMRセンターや協業型法人を地域の離農農地の受け皿として、機構事業を介した利用権設定を推進。

【十勝・オホーツク地域（畑作地帯）】

- ・ 担い手集積率は高く、離農農地の処分形態は賃貸借の割合が高い。
- ・ 一戸一法人や協業型法人の設立、大規模経営の離農に際して、機構事業を介した利用権設定を推進。

2 新たな「出し手」と「受け手」の掘り起こし

- (1) 農地中間管理事業の活用実績が無い市町村等への直接訪問による掘り起こし
公社本所と支所が一体となり、特に事業実施が図られていない市町村や担い手への農地集積率が低い市町村に直接訪問し、事業のPR活動を実施。
- (2) 事業参加メリットの更なる周知による掘り起こし
 - ・ 機構集積協力金の交付実態の紹介
事業スタート時よりは少額となったものの、要件さえ満たせば協力金が交付されることなど、28年度の交付実態の紹介。
 - ・ 税制面での優遇措置の紹介
一定の条件下（自作地10a未満を除き全ての農地を貸付け）により、固定資産税を1/2に軽減（15年以上の貸付けで5年間、10年以上の貸付けで3年間）。贈与税について、納税猶予適用からの期間に依らず、農地中間管理事業による貸付けは特定貸付けとして猶予継続。
 - ・ 関連補助事業等での優遇措置の紹介
農地中間管理事業を利用して借り受けることで、経営体育成支援事業や担い手確保・経営強化支援事業のポイントが付与。
- (3) 情報発信力のある公社ホームページの構築による掘り起こし
 - ・ インターネットにより、(2)などの農業者に役立つ情報を積極的に発信。
 - ・ 受け手を探している農地の紹介など、新規就農者や農村定住希望者、農外企業を意識した農地情報の発信。
- (4) 個別市町村や地域農業者への積極的な提案活動による掘り起こし
意見交換を通じて得る市町村や地域の農地利用の状況を踏まえ、農地情報システムによる集積シミュレーション等を活用し、地域内農地の集積・集約化による効率利用を提案。

3 農地整備事業との連携

農地耕作条件改善事業やTPP関連農業農村整備対策の実施にともない、水田地帯を中心に重点実施区域を設定しているところであり、引き続き、道の農地整備部局等と連携し、重点実施区域における農地中間管理事業の利用を推進するとともに、今後、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業が創設される予定であることから、一層、道の農地整備部局等や土地改良団体との情報共有と連携を図ります。

4 既存賃貸借契約期間満了案件の農地中間管理事業への誘導

農地バンクとして公社の借受面積ストックの拡大を図るため、既存賃貸借契約期間満了案件の農地中間管理事業への誘導を推進します。

(1) 出し手に公社への貸付けを促すための工夫

借受期間は、協力金の交付要件も踏まえ「極力10年以上」としてきたが、個々の出し手の状況により10年未満の借受けも可能であることを周知するとともに、誤解を与える表現の変更など、規程等の改正を検討します。

(2) 受け手の利便性向上のための工夫

既存賃貸借契約期間満了日に合わせて貸付けできるよう、業務委託先と連携したうえで、個別の契約実態を把握し事前に公募への応募を促すなど、案件ごとの日程を考慮した支援を行います。また、借受希望者の公募状況を的確に把握し、適時に事業参加ができるよう、公募回数の増加にも対応します。

(3) 事務手続き期間の短縮のための工夫

農用地利用集積計画の決定と農用地利用配分計画案の意見決定を同日の農業委員会総会で行うことも可能であることをさらに周知するとともに、現状では月1回として定めている農用地利用配分計画の認可・公告を随時おこなうよう北海道と協議していきます。

5 近い将来、借受者が見込まれる農地の借受け

公社が農地を借り受ける場合は、具体の転貸先の見通しがある案件など、実態としては限定的なものであることから、今後は、農地バンクとしての機能を更に活かすためにも、立地条件等を踏まえ圃場整備などの耕作条件を改善することにより受け手が見込まれる農地や地域で保全管理者を確保することなど一定要件を満たす貸付希望農地は借受けを実施できるような措置を検討します。

III 関係機関との連携

「北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（平成26年3月 北海道）及び 農地中間管理事業規程（平成26年3月 北海道農業公社）に基づき、市町村、農業委員会、農協等の関係機関・団体と以下の役割分担のもと、事業を推進します。

1 市町村

(1) 人・農地プランの作成・更新をするための農業者の営農意向等の把握、集落等における合意形成、関係機関、農業者代表等による検討会の開催など、農業者等に接する自治体としての役割を担っています。

(2) 公社からの業務委託（協力同意を含む）を受けて、農地の出し手・受け手からの相談等の窓口など、農地中間管理事業に関する次の役割を担います。（*一部市町村は、市町村公社が実施）

- ・ 相談等の窓口業務
- ・ 農用地等の出し手の掘起こし及び利用調整活動

- ・ 借受予定農用地等の位置等の確認
 - ・ 農用地等の借受希望者との利用調整活動
 - ・ 農用地等の利用状況報告の指導取りまとめ
 - ・ 農用地利用配分計画（案）の作成
 - ・ その他必要に応じて取り決める事項
- (3) 農業経営基盤強化法に基づく同意市町村として、農用地利用集積計画を作成します。

2 農業委員会

- (1) 農用地利用集積計画等の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取に応じます。
- (2) 市町村と協同して、又は委任を受けて、1の(2)の業務を推進しています。
- (3) 農地の利用状況調査や利用意向調査により遊休農地に関する措置を講じます。

3 農業協同組合・市町村公社

- (1) 農地利用集積円滑化団体として農地集積の調整を行い、地域の合意形成の支援、効率的な農地利用の調整等の役割を担います。
- (2) 公社からの業務委託を受けて、借受予定農用地等の権利関係の確認、賃貸借料の収受及び支払いを行います（主に農協）。

4 土地改良区

- (1) 農地中間管理事業の重点実施区域における農地整備事業実施地区において、公社と連携した農地の集積・集約化を推進する役割を担います。
- (2) 公社の求めに応じて、農地に係る土地改良区賦課金等の情報を提供します。

5 道（出先機関を含む）

- (1) 法令等に基づき、公社や市町村に対する指導・監督、助言を行います。
- (2) 機構集積協力金交付事業の実施により、農地中間管理事業の加速化を図ります。
- (3) 農地中間管理事業の実施により、公社の運営及び業務委託等に必要な経費に対して補助金を交付します。
- (4) 市町村毎の人と農地の状況（人・農地プランの見直し状況、担い手への農地の利用集積状況、耕作放棄地の状況、機構事業や農地利用集積円滑化事業の実績、農地の権利移動状況）を調査し、公社や市町村に提供します。
- (5) 公社と連携した道営農業農村整備事業等の実施を通じて、担い手への農地の集積・集約化を推進する役割を担います。

6 在札関係機関・団体

北海道、公社、市長会、町村会、農業会議、日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構が出資を行うサブファンド、JA中央会、信用農協連、土地連、農業法人協会からなる「農地中間管理事業関係機関・団体連携協力会議」を開催し、事業推進に関する情報を共有しながら、関係機関・団体の連携に努めます。

IV 年間事業量目標

公社の農地中間管理事業と農地売買等事業を車の両輪に、平成 29 年度の地域別事業量を設定し、担い手への農地の集積・集約化を推進します。

平成29年度地域別機構事業量目標				(単位:ha)
地 域 名 (振興局)	平成 29 年度 事業 量 目 標			
		農地中間管理事業	農地売買等事業	
全 道	11,000	4,700	6,300	
道南・日胆 (渡島・檜山・後志・胆振・日高)	750	520	230	
道央・上川 (石狩・空知・上川)	3,090	1,480	1,610	
道北・道東(酪農地帯) (宗谷・留萌・釧路・根室)	3,900	990	2,910	
十勝・オホーツク(畑作地帯) (十勝・オホーツク)	3,260	1,710	1,550	